

報道関係各位

件 名 職員の給与改定等について

12月定例会に提出する、飯能市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)、飯能市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)、飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(案)の改正内容等については、以下のとおりです。

1 一般職職員の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況、埼玉県人事委員会勧告に基づく埼玉県職員の給与改定状況及び近隣市の職員の給与改定状況を勘案し、期末・勤勉手当の年間支給割合を改めるものです。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を現行2.6月から0.05月分引き下げて2.55月にするため、令和2年12月期の期末手当の支給割合を現行1.3月から1.25月に引き下げます。

令和3年度から、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月とします。

区 分	6月期	12月期	年間支給割合	引下げ割合
現 行	1.3月 (2.25月)	1.3月 (2.25月)	2.6月 (4.5月)	—
令和2年度	1.3月 (2.25月)	1.25月 (2.2月)	2.55月 (4.45月)	0.05月 (0.05月)
令和3年度	1.275月 (2.225月)	1.275月 (2.225月)	2.55月 (4.45月)	

()は期末・勤勉手当の合計

(3) 適用期日

令和2年12月1日とします。ただし、上記(2)のうち令和3年度の支給割合の改定については、令和3年4月1日とします。

(4) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定

期末手当の年間支給割合を令和2年度は改定せず、令和3年度から、現行2.6月から0.05月分引き下げて2.55月にするため、令和3年6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月とします。

2 市議会議員の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

一般職職員の期末・勤勉手当の改定状況等を考慮し、議員の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き下げるものです。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を現行4.5月から0.05月分引き下げて4.45月にするため、令和2年12月期の期末手当の支給割合を現行2.25月から2.2月に引き下げます。

令和3年度から、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ2.225月とします。

区 分	6月期	12月期	年間支給割合	引下げ割合
現 行	2.25月	2.25月	4.5月	—
令和2年度	2.25月	2.2月	4.45月	0.05月
令和3年度	2.225月	2.225月	4.45月	

(3) 適用期日

令和2年12月1日とします。ただし、上記(2)のうち令和3年度の支給割合の改定については、令和3年4月1日とします。

3 市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

一般職職員の期末・勤勉手当の改定状況等を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き下げるものです。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を現行4.5月から0.05月分引き下げて4.45月にするため、令和2年12月期の期末手当の支給割合を現行2.25月から2.2月に引き下げます。

令和3年度から、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ2.225月とします。

区 分	6月期	12月期	年間支給割合	引下げ割合
現 行	2.25月	2.25月	4.5月	—
令和2年度	2.25月	2.2月	4.45月	0.05月
令和3年度	2.225月	2.225月	4.45月	

(3) 適用期日

令和2年12月1日とします。ただし、上記(2)のうち令和3年度の支給割合の改定については、令和3年4月1日とします。

担当者 職員課長 須田
連絡先 Tel(042)973-2111
内線 330